

平成 25 年 5 月吉日

契約者様各位

株式会社エスエーピー

## 「ナレッジリング」クラウドサービス SaaS プラン利用約款変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は弊社の「ナレッジリング」クラウドサービス SaaS プランをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、この度「ナレッジリング」クラウドサービス SaaS プラン利用約款を変更させて頂くことになりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

引き続きサービス向上に尽力して参りますので、今後ともご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

### <記>

#### 1. 主な変更内容およびその理由

主な変更点の要約およびその理由は下記の通りです。

##### ① 約款名称の変更

SaaS プラン以外の約款と区別するため、約款名称を変更致しました。

##### ② 認定利用者の定義の変更

契約者以外にサービスを利用させる場合、これまでは弊社の承諾が必要でしたが、新約款ではお客様がサービス利用者を認定するように変更となりました。

これにより、認定利用者の認定に関する手続きが省略されます。

なお、本改訂により、認定利用者によるサービス利用に関する責任は全てお客様に帰属することになりますのでご注意ください。

##### ③ 利用約款変更の予告期間の短縮

利用約款を変更する際の予告期間を短縮することで、お客様への迅速なサービス提供を可能とするものです。

##### ④ 最短利用期間の変更

本サービスの最短利用期間を短縮することで、より SaaS としてのメリットを感じて頂けるものと思われまます。

⑤ サービスレベルの通知方法の変更

過去の実績(\*)を踏まえ、SLA による返還措置を行う必要がある場合にのみ通知するように致しました。

(\*) 2010 年 6 月のサービス開始以来、サービスレベル指標値を下回ったことはありません。

⑥ 表記の是正

誤記を訂正しました。

2. 変更となる条文

条項	旧	新
約款名称	「ナレッジリング」クラウドサービス利用約款	「ナレッジリング」クラウドサービス <u>SaaS プラン</u> 利用約款
(利用規約の適用) 第 1 条 第 1 項	(略)「ナレッジリング」クラウドサービスの利用に関する約款(以下「本約款」といいます。)を定め、本約款に基づき、「ナレッジリング」クラウドサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。	(略)「ナレッジリング」クラウドサービス <u>SaaS プラン</u> の利用に関する約款(以下「本約款」といいます。)を定め、本約款に基づき、「ナレッジリング」クラウドサービス <u>SaaS プラン</u> (以下「本サービス」といいます。)を提供します。
(定義) 第 2 条 (10)	「認定利用者」 当社が関連会社(契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社)又は取引先(契約者と継続的な契約関係を有する者)と認定し、本約款に基づき本サービスの利用を承諾した者	「認定利用者」 契約者が本サービスの利用者を認定し、本約款に基づき本サービスの利用を承諾した者
(利用規約の変更) 第 4 条 第 2 項	当社は、前項の変更を行う場合は、 <u>30 日の予告期間</u> において、変更後の新利用約款の内容を契約者に通知するものとします。(略)	当社は、前項の変更を行う場合は、 <u>変更する 7 日前までに</u> 、変更後の新利用約款の内容を契約者に通知するものとします。(略)
(利用期間) 第 9 条	本サービスの利用期間は、第 8 条(利用契約の成立)に定める利用承諾通知に記載のサービス利用開始日を起算日として、利用契約に定める期間が経過した日までとします。	<b>【削除】</b>
(最短利用期間) 第 10 条 第 1 項	本サービスの最短利用期間は、 <u>サービス利用開始日から起算して 6 ヶ月</u> とします。	本サービスの最短利用期間は、 <u>サービス利用開始日の属する月の 1 日を起算日とし 2 ヶ月</u> とします。
(最短利用期間) 第 10 条 第 3 項	契約期間に該当する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括払いとして事前に支払った場合、当社はこれらを返還しないことで契約者が前項の支払いを行ったものとします。	<b>【削除】</b>
(認定利用者による利用) 第 11 条 第 1 項	契約者は、 <u>当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合</u> 、認定利用者に本サービスを利用させることができるものとします。(略)	契約者は、 <b>【削除】</b> 認定利用者に本サービスの全部若しくは一部を利用させることができるものとします。(略)

条項	旧	新
(契約者からの利用契約の解約) 第15条 第1項	(略) 当該通知到達日の属する月の <u>末日</u> をもって利用契約を解約することができるものとします。ただし、当該通知到着日からその月の末日までの期間が10営業日未満の場合、当該通知到着日の翌月末日をもって利用契約を解約するものとします。	(略) 当該通知到達日の属する月の <u>翌月末日</u> をもって利用契約を解約することができるものとします。 <b>【削除】</b>
(利用料金の支払義務) 第23条 第1項	契約者は、サービス利用開始日から利用契約の終了日までの期間(以下「利用期間」といいます。)について、(略)	契約者は、サービス利用開始日の属する月の <u>1日</u> から利用契約の終了日までの期間(以下「利用期間」といいます。)について、(略)
(認定利用者の遵守事項等) 第36条 第1項	<u>第11条</u> (認定利用者による利用)の定めに基づき、 <u>当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、</u> (略)	<u>第10条</u> (認定利用者による利用)の定めに基づき、 <b>【削除】</b> (略)
(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置) 第37条 第1項	<u>第11条</u> (認定利用者による利用)の定めに基づき、 <u>当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合において、</u> (略)	<u>第10条</u> (認定利用者による利用)の定めに基づき、 <b>【削除】</b> (略)
(秘密情報の取り扱い) 第40条 第7項	本条の規定は、本サービス終了後、 <u>5年間</u> 有効に存続するものとします。	本条の規定は、本サービス終了後、 <u>3年間</u> 有効に存続するものとします。
(サービスレベル) 第44条 第3項	当社は、本サービスに関しサービスレベル指標記載各項目の結果を、3ヶ月ごとに1回以上の頻度で当社利用契約所定の通知方法にて契約者に報告するものとします。	<b>【削除】</b>
(サービスレベル) 第44条 第4項	(略) サービスレベル指標値を下回った場合、当社は、別紙Cに定める「SLA(サービス品質保証制度)による保証内容」に基づき契約者に返還措置を行うものとします。	(略) サービスレベル指標値を下回った場合、当社は <u>当社利用契約所定の通知方法にて契約者に報告し、別紙Cに定める「SLA(サービス品質保証制度)による保証内容」に基づき契約者に返還措置を行うもの</u> とします。
第10章	<u>損害賠償等</u>	<u>雑則</u> ※誤記の訂正
<b>【別紙C サービスレベル】</b>	(*3): 平均復旧時間の基準値は、サービス開始時点(2010年6月1日)のものです。定期的に見直し更新します。	<b>【削除】</b>

※上記条項は旧約款に準じております。

### 3. 変更後の利用約款適用開始日

平成25年7月1日

---

◆ お問い合わせ

株式会社エスエーピー

電話番号 : 03-5298-2020

FAX番号 : 03-5298-2019

電子メール : [kc-support@faq-system.com](mailto:kc-support@faq-system.com)

※受付時間：月～金 9:00～18:00（祝日および12/29～1/3を除く）

以 上